（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ、第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号イ及びホ、第十条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第十二条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに第十五条第四項第一号、第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで並びに別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホ、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホ、第六条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ並びに第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで及び別紙様式第一号から別紙様式第四号までの規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホ並びに第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第四項第八号ホの規定並びに附則別紙様式及び別紙様式第一号は、適用日以後に終了する事業年度に係る書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る書面については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する告示の一部改正）

第六条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「適用日以後」を「適用日から平成二十七年六月二十九日までの間」に改め、「同じ。）」の下に「及び同月三十日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十号）の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「適用日以後」を「適用日から平成二十七年六月二十九日までの間」に改め、「終了する中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面」の下に「及び同月三十日以後に終了する中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面」を加える。

○財務省・金融庁告示第四号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項等の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

金融庁長官　細溝　清史
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号、第六条第一項第五号、第七条第一項第五号並びに第八条の見出し及び同条第一項各号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第五十七条第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百六十七条の表（注2）中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第二条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省・金融庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号並びに別紙様式第三号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する告示の一部改正）

第三条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「新告示」という。）に、「適用日以前」を「この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以前」に、「、新告示」を「、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「告示」という。）」に改め、同条第二項中「（新告示）」を「（告示）」に、「、新告示」を「、告示」に改める。

三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条第一項中「であって新告示」を「であってこの告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「新告示」という。）」に、「適用日以前」を「この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以前」に、「、新告示」を「、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「告示」という。）」に改め、同条第二項中「（新告示）」を「（告示）」に、「、新告示」を「、告示」に改める。